

○常勤役員の給与等

1. 給与

給与の種類	支給基準
(1) 傅給	傅給月額 理事長 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表 第十一指定職俸給表に定める5号俸の傅給月額を超えない範囲 常務理事 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表 及び 第十一指定職俸給表に定める3号俸の傅給月額を超えない範囲 理事(常勤)
(2) 地域手当	傅給月額 × 0. 2
(3) 特別手当	$[(\text{傅給月額} + \text{地域手当}) + (\text{傅給月額} \times 0. 25) + ((\text{傅給月額} + \text{地域手当}) \times 0. 2)] \times \text{支給割合(年3. 50月)}$

2. 退職手当

退職時における傅給月額 × 0. 28 × 在職期間(月数)